

民間賃貸住宅の媒介に関する協定について

1. 協定締結先

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会北多摩支部

2. 協定の目的

災害発生時に被災した市民等に対し、住居の供給体制を強化するとともに市民等への金銭負担の軽減を図ることを目的とする。

3. 協定内容

災害時に、東村山市からの要請に基づき、東京都宅地建物取引業協会北多摩支部の会員である宅地建物取引業者が被災者に対して、民間賃貸住宅の媒介を無償で行なう。

4. 締結後の取り組み

東村山市は、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部と協力し、被災者に対する制度の周知に努めることとする。

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部は、会員業者の理解と協力を得られるよう努めていただき、災害時においてこの協定に定める業務が円滑に実施されるよう、体制の整備に努める。